

官報号外

平成三十一年三月二日

○第一百九十八回 衆議院会議録 第九号

平成三十一年三月二日(土曜日)

議事日程 第五号
平成三十一年三月二日

午前零時十分開議

第一 平成三十一年度一般会計予算(前会の続)
第二 平成三十一年度特別会計予算(前会の続)
第三 平成三十一年度政府関係機関予算
(前会の続)

第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出)

第六 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出)

第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(内閣提出)
日程第六 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(内閣提出)
日程第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第八 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 平成三十一年度一般会計予算
(前会の続)
日程第二 平成三十一年度特別会計予算
(前会の続)
日程第三 平成三十一年度政府関係機関予算
(前会の続)
日程第四 地方税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

平成三十一年三月二日 衆議院会議録第九号

平成三十一年度一般会計予算外二案

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 〔前会の続〕

當があらがい切れなかつた時代と総括していま
す。

当初予算として初めて一般会計総額が百兆円の大台を超える平成三十一年度予算案の歳出膨張の要因は、消費税増税対策と称するばらまき予算です。

私は、社会保障の充実、安定のため、前提となる諸条件さえ整えば、国民皆様に御理解をいただきながら、消費税を増税することをやむを得ないと考えています。しかし、安倍政権は、参議院の定数六増や社会保障改革の立ちおくれなど、国民との約束を明らかにしたがえており、到底、消費増税の前提条件が整つたとは言えません。

その上、ばらまき予算の象徴である、キャッシュレス決済でのボイント還元策は、対象商品や購入店舗、購入手段によって、実質的に三、五、六、八、一〇%の複数税率を生み出し、店頭での混乱を懸念される上、カードを持てない高齢者や子供たちには恩恵が及ばないという、致命的な不公平を生む愚策であります。

この大盤振る舞いのボイント還元策は来夏の東京オリンピックまで終了するため、その時点で実質的な大幅増税によって、オリンピック後の不景気、いわゆるオリンピックの崖に転落する懸念があります。

まして、将来不安の解消や社会保障の充実、財政再建のため増税もやむを得ないと理解していくべきでした国民にとって、政府への不信が増幅されることはつながります。

さて、そう思つたとき、平成三十一年度予算案は果たして未来につながる予算編成となつてゐるでしょうか。残念ながら、私にはそう思えません。

通常国会冒頭の代表質問で我が会派の野田佳彦代表が指摘したように、昨年十一月の財政審議は、平成を、常に受益拡大と負担軽減、先送りを求めるフリーライダーのゆがんだ圧力に税財政運

營があらがい切れなかつた時代と総括していま
す。

当初予算として初めて一般会計総額が百兆円の大台を超える平成三十一年度予算案の歳出膨張の要因は、消費税増税対策と称するばらまき予算です。

私は、社会保障の充実、安定のため、前提となる諸条件さえ整えば、国民皆様に御理解をいただきながら、消費税を増税することをやむを得ないと考えています。しかし、安倍政権は、参議院の定数六増や社会保障改革の立ちおくれなど、国民との約束を明らかにしたがえており、到底、消費増税の前提条件が整つたとは言えません。

その上、ばらまき予算の象徴である、キャッシュレス決済でのボイント還元策は、対象商品や購入店舗、購入手段によって、実質的に三、五、六、八、一〇%の複数税率を生み出し、店頭での混乱を懸念される上、カードを持てない高齢者や子供たちには恩恵が及ばないという、致命的な不公平を生む愚策であります。

この大盤振る舞いのボイント還元策は来夏の東京オリンピックまで終了するため、その時点で実質的な大幅増税によって、オリンピック後の不景気、いわゆるオリンピックの崖に転落する懸念があります。

まして、将来不安の解消や社会保障の充実、財政再建のため増税もやむを得ないと理解していくべきでした国民にとって、政府への不信が増幅されることはつながります。

消費税財源の使途を変更して実施することとなつた幼児教育無償化は、一昨年の総選挙直前に安倍総理が、突如、独断で決めた経緯があり、待機児童対策や保育の質の確保に関する議論が置き去りにされています。

特に、子育てや保育、幼児教育について直接責任を持つ地方自治体との間で、政策的な意見交換が十分行われた形跡はありません。まして、国都合で、財源負担の半分を事後に地方にツケ回

